

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号） 抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） 抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 抄

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 （略）

（地域手当等）

第十四条 （略）

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号） 抄

（本府省業務調整手当）

第十条の三 (略)

2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級であつて人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

3 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号) 抄

(俸給の特別調整額)

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別(別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。)、俸給表及び職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。別表第四において同じ。)の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額(再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

3 自衛官の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額の合計額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

4 職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合には、俸給の特別調整額は、支給しない。ただし、その勤務しなかつたことが次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

- 一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合
- 二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休暇を与えられた場合
- 5 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員(以下「交流派遣職員」という。)に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先

企業（同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）の業務を公務とみなす。
 （本府省業務調整手当）

第八条の四 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第一号に規定する政令で定める国の行政組織の内部部局は本省の内部部局（地方協力局労務管理課を除く。）及び防衛装備庁の内部部局とし、同号に規定する政令で定める業務は一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第二号に規定する政令で定める業務は、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部に情報本部（その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。）の業務とする。

3 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める相当すると認められる行政職俸給表（一）の職務の級は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている職務の級の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の中欄に定める行政職俸給表（一）の職務の級とする。

4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める額は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている額の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額とする。

5 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第三項に規定する政令で定める本府省業務調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

別表第四（第八条の三関係）

種別	俸給表	職務の級又は階級	俸給の特別調整額		
			再任用職員以外の職員	再任用職員	
一種	行政職俸給表（一）	十級	一三九、三〇〇円	一三三、六〇〇円	
		九級	一三〇、三〇〇円	一二二、九〇〇円	
		八級	一一六、八〇〇円	九九、八〇〇円	
		五級	一四二、六〇〇円	一三六、九〇〇円	
		六級	一三九、六〇〇円	一三四、〇〇〇円	
		五級	一二九、三〇〇円	九八、三〇〇円	
		五級	一四六、四〇〇円	一四〇、九〇〇円	
		四級	一三七、七〇〇円	一一五、九〇〇円	
		研究職俸給表			
		医療職俸給表（一）			

		二種	
		自衛官俸給表	
		行政職俸給表(一)	
		教育職俸給表(一)	
		研究職俸給表	
		医療職俸給表(一)	
		医療職俸給表(二)	
		医療職俸給表(三)	
		自衛官俸給表	
陸将補(二)	五九、一〇〇円		五一、八〇〇円
海将補(二)			
空将補(二)			
一等陸佐(一)	五四、四〇〇円		四七、三〇〇円
一等海佐(一)			
一等空佐(一)			
一等陸佐(二)	五一、六〇〇円		四五、七〇〇円
一等海佐(二)			
一等空佐(二)			
九級	一〇四、二〇〇円		九〇、三〇〇円
八級	九四、〇〇〇円		七九、八〇〇円
七級	八八、五〇〇円		七二、九〇〇円
四級	一〇六、九〇〇円		八一、八〇〇円
五級	一〇三、四〇〇円		七八、七〇〇円
四級	一一〇、一〇〇円		九二、七〇〇円
三級	一〇二、八〇〇円		七八、一〇〇円
八級	九六、八〇〇円		八七、三〇〇円
七級	八八、三〇〇円		七五、八〇〇円
陸将補(二)	三五、四〇〇円		三一、一〇〇円
海将補(二)			
空将補(二)			
一等陸佐(一)	三三、三〇〇円		二八、四〇〇円
一等海佐(一)			
一等空佐(一)			
一等陸佐(二)	三一、七〇〇円		二七、四〇〇円
一等海佐(二)			
一等空佐(二)			

五種	行政職俸給表(一)			
	教育職俸給表(一)		医療職俸給表(一)	
	四級	五級	四級	二級
	四六、三〇〇円	四九、六〇〇円	五九、七〇〇円	四〇、一〇〇円
	三六、九〇〇円	四六、八〇〇円	四二、〇〇〇円	三六、九〇〇円
	三一、一〇〇円	三九、三〇〇円	三〇、三〇〇円	三一、一〇〇円
	二七、八〇〇円	二七、四〇〇円	二七、四〇〇円	二七、八〇〇円
	二一、二〇〇円	一九、七〇〇円	一九、七〇〇円	二一、二〇〇円
	一〇、四〇〇円	一〇、四〇〇円	一〇、四〇〇円	一〇、四〇〇円
	四、三〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	四、三〇〇円
	三、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円

備考

一 この表において「再任用職員」とは、自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員をいう。

二 第八条の三第一項に規定する官職を占める職員であつて、この表の第一欄及び第二欄の区分のうちその者の占める官職の俸給の特別調整額に係る種別及びその者に適用される俸給表の区分に応じた第三欄の職務の級又は階級の区分にその者の属する職務の級又は階級の定めがないものに支給する俸給の特別調整額は、この表の規定にかかわらず、その者の占める官職の俸給の特別調整額に係る種別、その者に適用される俸給表及びその者の属する職務の級又は階級を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。

別表第四の二(第八条の四関係)

階級	支給月額	
	再任用自衛官以外の自衛官	再任用自衛官
一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上	政職俸給表(一)の職務の級 七級以上	相当すると認められる行 政職俸給表(一)の職務の級 七級以上
二等陸佐、二等海佐又は二等空佐	六級	四一、八〇〇円
三等陸佐、三等海佐又は三等空佐	五級	三九、二〇〇円
一等陸尉、一等海尉又は一等空尉	四級	三七、四〇〇円
二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上	三級	一四、八〇〇円
陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上	二級	一一、七〇〇円
三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下	一級	四、四〇〇円
備考	この表において「再任用自衛官」とは、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官をいう。	三、六〇〇円